

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援 Q&A（6月12日版）

※システム改修支援に関する主な問合せについて、現時点の考え方を整理したものである。
今後、変更があり得る。

問1 今後の補助スケジュールはどのように想定しているのか。

（答）

1次交付分については、以下のスケジュールを想定しています。

5月に基準額内示（済）

6月下旬 交付要綱・実施要綱発出、交付申請受付開始

7月中旬 交付申請提出期限

8月上旬 交付決定

また、2次交付分については、以下のスケジュールを想定しています。

6月12日 事前調査実施

6月27日 事前調査提出期限

7月中旬 基準額内示、交付申請受付開始

8月中旬 交付申請提出期限

9月上旬 交付決定

問2 26年度当初予算や6月議会での補正予算に計上しない場合、どのように想定しているのか。

（答）

9月議会での補正を想定し、3次交付を実施していきます。（8月頃事前調査実施予定）

問3 介護保険の広域連合や一部事務組合が保有するシステムは補助対象となるのか。

（答）

今回の補助金の対象となる社会保障関係システムの改修を一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）で実施する場合もあることから、一部事務組合等からの交付申請が可能となるよう交付要綱で定める予定です。

問4 一部事務組合等の基準額はどのように算出されるのか。

(答)

一部事務組合等の基準額（内示額）は、以下の流れで決定します。

① 事前調査

一部事務組合等又は一部事務組合等を構成する都道府県及び市町村（以下「構成市町村等」という。）が補助金を申請するシステムで、一部事務組合等によるシステム改修が予定されているものについては、構成市町村等が事前調査に所定の事項を記載して提出します（2次交付事前調査から実施）。

② 基準額の内示

事前調査の結果に基づき、当省から構成市町村等に対し、一部事務組合等の分を含めた基準額を一般分又は国民年金・特別児童扶養手当分の区分で内示します。なお、基準額については、システム別の内訳を参考にお示しします。

③ 基準額の範囲内で一部事務組合等への配分額を決定

全ての構成市町村等と一部事務組合等の間で十分調整の上、構成市町村等で、②で内示された基準額の中から一部事務組合等へ配分する額を決定してください。

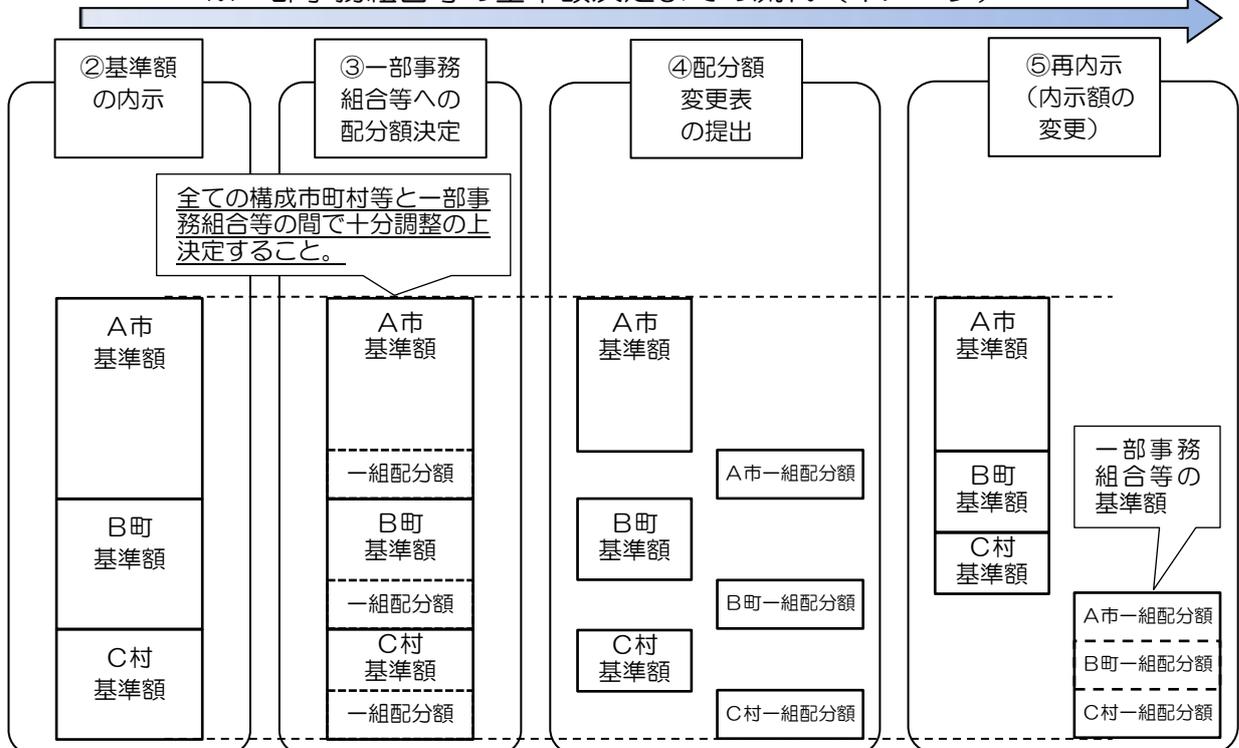
④ 配分額変更表の提出

構成市町村等は、③の結果を当省に提出してください（内示の3週間後を想定。詳細は別途お示しします。）。

⑤ 再内示（内示額の変更）

④の結果に基づき、当省から構成市町村等及び一部事務組合等へ再内示します。構成市町村等及び一部事務組合等は、それぞれ、再内示の範囲内で交付申請を行います。

※一部事務組合等の基準額決定までの流れ（イメージ）



なお、一部事務組合等からの交付申請は、全ての構成市町村等の内示終了後に提出してください（構成市町村等の一部のみ内示の段階では、一部事務組合等の基準額が確定しないため、申請しないこと）。

問5 一部事務組合等への依頼事項（事前調査や交付申請書の作成等）は、どの機関から依頼し、取りまとめれば良いか。

（答）

一部事務組合等へ連絡する機関は時点によって異なり、以下のとおりになると想定しています。

| 時点 | 連絡する機関 |
|------------------------------|---------------------|
| 問4の①事前調査～④配分額変更表の提出 | 都道府県→構成市町村等→一部事務組合等 |
| 問4の⑤再内示～交付申請など交付要綱に記載された各種手続 | 都道府県→一部事務組合等 |